0 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)(抄)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができるにかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当一戸建て住宅等分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

3

4 る。 事をいう。 理者又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条において準用する場 ことができる。 有住宅分譲事業者」という。 長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡を 第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により置かれた理 合を含む。)の規定による法人について同法第四十九条第一項(同法 六十六条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管 は第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項(同法第 しようとする者 分所有住宅の管理者等(建物の区分所有等に関する法律第三条若しく 住宅 長期優良住宅建築等計画を作成し、 0) (複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限 建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区 以下同じ。 (第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所 において当該建築後の区分所有住宅について は、 国土交通省令で定めるところによ 所管行政庁の認定を申請する

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅の管理者等は、国土として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土をして維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土を通常をしての増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構

6 長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければ所管行政庁の認定を申請することができる。

一~三 (略)

らない。

四第一項、第二項又は前項の長期優良住宅建築等計画にあっては「「三」(画)

を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込

3

(新設)

(新設)

長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければ

な

な

4

- ~三 (略)

四 第一項又は第二項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲

次に掲げる事項

(削る)

イ・ロ

げる事項
五 第三項又は第四項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲

イ・ロ (略)

六 (略)

(認定基準等)

できる。が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることがが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることが申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画第六条 所管行政庁は、前条第一項から第五項までの規定による認定の

一~三 (略)

軽減に配慮されたものであること。

型 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は

期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること五一前条第一項、第二項又は第五項の規定による認定の申請に係る長

イ〜ハ (略)

宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。前条第三項又は第四項の規定による認定の申請に係る長期優良住

げる事項

イ・ロ (略)

て読み替えて準用する場合を含む。)に規定する法人が行う場でする団体又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条におい昭和三十七年法律第六十九号)第三条若しくは第六十五条に規第二項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

ては、当該他の者の氏名又は名称部分を除く。)の維持保全を他の者と共同して行う場合においい。一つのでは、当該他の者の氏名又は名称。

(2)

合においては、

当該団体又は法人の名称

前項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

五.

イ・ロ (略)

六 (略)

が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることが申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の(認定基準等)

一~三 (略)

(新設)

できる。

宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 四 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住

イ〜ハ (略)

画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

一面にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ (略)

七 (略)

せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。等計画(住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六次のでに対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築

3~7 (略)

(認定の通知)

通知しなければならない。
による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を当該認定を受けた者にては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定土交通省令で定めるところにより、その旨(同条第五項の場合におい第七条 所管行政庁は、前条第一項の認定をしたときは、速やかに、国

画の変更の認定の申請等) (譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計

する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及び口に規定ったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅建築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画(変更があいたときは、一戸建て住宅等分譲事業者は、同項の認定(前条第一項の第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の

イ・ロ(略)

(略)

2

3~7 (略)

(認定の通知)

画の変更の認定の申請等)(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計

からハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し起ことさは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第四項第四号イを建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定して建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画の認定」という。)を受けた長期優良住宅建築等計たときは、当時の設定、前条第一項の変更の認定を第九条。第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の

の変更の認定を申請しなければならない。同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項

- 3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の変更の認定を申請しなければならない。 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項をの他国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の認定の変更の認定を申請しなければならない。
- 4 前項の規定による前条第一項の変更の」とするのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の規定による」とは、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とける同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用についてある。

(地位の承継)

でく地位を承継することができる。 東の認定を含む。)を含む。)を受けた者が有していた当該認定に基更の認定を含む。)を含む。)を受けた者が有していた当該認定に基別条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変配定(第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第二条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第六条第一項の

- 一 当該認定を受けた者の一般承継人
- 住宅建築等計画に記載された第五条第六項第四号イ(第八条第二項建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良二 当該認定を受けた者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき

かに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。
、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速や

る第五条第二項の規定による変更の認定の申請とみなす。
る第六条第一項の規定の適用については、前条第二項において準用す
2 前項の規定による変更の認定の申請は、前条第二項において準用す

(新設)

(新設)

(地位の承継)

に基づく地位を承継することができる。 けた者 (以下「認定計画実施者」という。) が有していた計画の認定第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受

認定計画実施者の一般承継人

建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ(第八条第二項にお及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅一認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築

要な権原を取得した者 全の期間が経過したものを除く。 において準用する場合を含む。))の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必 以下「認定長期優良住宅」というに規定する建築後の住宅の維持保

(記録の作成及び保存)

第十一条 「認定計画実施者」という。) は、国土交通省令で定めるところによ 項又は第三項の規定による第八条第 これを保存しなければならない。 認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成 第十四条において「計画の認定」という。)を受けた者 第六条第 項の認定 (第八条第 一項の変更の認定を含む。 項の変更の認定(第九条第 . (以下)を

2

報告の徴収

第十二条 建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。 所管行政庁は、 認定計画実施者に対し、 認定長期優良住宅の

(改善命令)

第十三条 改善に必要な措置を命ずることができる。 画に従って認定長期優良住宅の建築又は維持保全を行っていないと認 めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、 所管行政庁は、 認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計 その

2 に必要な措置を命ずることができる。 項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認める 譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一 に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の 申請に基づき第六条第一項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者 所管行政庁は、 当該認定計画実施者に対し、 認定計画実施者(第五条第三項の規定による認定の 相当の期限を定めて、 その改善

> 期間が経過したものを除く。 いて準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全 権原を取得した者 の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な 以下「認定長期優良住宅」という。

(記録の作成及び保存)

第十一条 れを保存しなければならない。 定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、 認定計画実施者は、 国土交通省令で定めるところにより、

ک

(略)

2

(報告の徴収)

第十二条 建築及び維持保全の状況について報告を求めることができる。 所管行政庁は、 認定計画実施者に対し、 認定長期優良住 宅

(改善命令)

第十三条 改善に必要な措置を命ずることができる。 めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、 画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認 所管行政庁は、 認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計 その

2 命ずることができる。 定計画実施者に対し、 第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認 ず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による 定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せ 申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。)が認 所管行政庁は、 認定計画実施者(第五条第三項の規定による認定 相当の期限を定めて、 その改善に必要な措置を

0)

措置を命ずることができる。

措置を命ずることができる。

古該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要なによる第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、による第八条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者にはる認定の所でできる。

3

(計画の認定の取消し)

ことができる。第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消す

·二 (略)

三 認定長期優良住宅建築等計画(第五条第四項の規定による認定の主 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認 等に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認 等に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認 ないて同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建 を建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認 ないないとき。

2

(容積率の特例)

対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合を上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率(建築面積の敷地面積に上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率(建築面積の敷地面積に定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、建築基第十八条。その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認

(計画の認定の取消し)

ことができる。第十四条の所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消す

一・二 (略)

(新設)

含む。) に通知しなければならない。 良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を 速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者 (当該認定長期優) 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、

(新設)

る限度を超えるものとすることができる。

五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定によ
認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第
認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第
の配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると

る許可について準用する。 及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定によ及び第二項、第九十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項

第十九条 第二十条 (略)

ときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。第二十一条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

2

(略)

第十八条 第十九条 (略)

は、三十万円以下の罰金に処する。第二十条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略

 \bigcirc 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第四条 国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 (略) 三 次条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画の第六条第一項の認定に関する基本的事項 四 (略) 四 (略) 四 (略) 四 (略) と産された木材をいう。以下同じ。)の適切な利用が確保されること生産された木材をいう。以下同じ。)の適切な利用が確保されること生産された木材をいう。以下同じ。)の適切な利用が確保されることとがの防止及び循環型社会の形成に資することにかんがみ、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮するものとする。	第四条 国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針(以下この条及び第六条第一項第八号において「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 (略) 三 次条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画の第六条第一項の認定に関する基本的事項 四 (略) 3 国土交通大臣は、基本方針を定めるに当たっては、国産材(国内で生産された木材をいう。以下この項において同じ。)の適切な利用が状が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することに鑑み、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮するものとする。
附則	
現	改正案

(長期 優良住 宅建築等 計 画等 'の認定)

第五条 略

申請することができる。 期優良住宅維持保全計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画(以下「長 下この項において「所有者等」という。)において長期優良住宅とし て当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者(以 維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、 構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものにつ 住宅(区分所有住宅を除く。 以下この項において同じ。 国土交通省令 のうちそ

7 優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、 と認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当する

国土交通省令で定めるところにより、 長期優良住宅維持保全計画を作 当該管理者等は、

8 掲げる事項を記載しなければならない。 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画には、 所管行政庁の認定を申請することができる。 次に

成し

住宅の位置

住宅の構造及び設備

住宅の規模

次に掲げる事項 第一項、第二項又は第五項の長期優良住宅建築等計画にあっ ては

イ・ロ (略)

六五 長期優良住宅維持保全計画にあっては、 次に掲げる事

口 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画 一該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

長期優良住宅建築等計画等の認定等

(長期 (優良住宅建築等計画 0 ,認定)

長期優良住宅建築等計画の認定等

第五条 略

(新設)

(新設)

らない。 長期優良住宅建築等計画には、 次に掲げる事項を記載しなければ

6

建築をしようとする住宅の位置

建築をしようとする住宅の構造及び設備

建築をしようとする住宅の規模

兀 次に掲げる事項 第一項、第二項又は前項の長期優良住宅建築等計画 にあっ 7 は

イ・ロ (略)

五. (略)

(新設)

七

(略)

(認定基準等)

第六条 又は長期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認める 申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画 ときは、その認定をすることができる。 所管行政庁は、前条第一項から第七項までの規定による認定の

- 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること
- 一 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であ ること。
- 三 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居 住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。
- に配慮されたものであること。 当該申請に係る住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減

(略)

七 五 前 六 宅維持保全計画にあっては、 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住 次に掲げる基準に適合すること。

準に適合するものであること。 良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり

資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なも 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

であること。

2 5 7 八 (略) (略)

8 管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長 で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の 百四十九号) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令 (平成十二年法律第

六

(略)

(認定基準等)

第六条 できる。 が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることが 申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画 所管行政庁は、前条第一項から第五項までの規定による認定

- こと。 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等である
- であること。 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上
- 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域におけ
- 兀 軽減に配慮されたものであること。 る居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は

五・六 (略)

(新設)

七

(新設

ものとみなす。
ものとみなす。
ものとみなす。
を計画にあっては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているでは同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあったの適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあったのとみなす。

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更)

で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更(国土交通省令第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良

画の変更の認定の申請等)(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計

2

第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 (略)

る事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共認定長期優良住宅建築等計画に第五条第八項第四号イ及びロに規定す基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)

政庁の認定を受けなければならない。
をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行をしようとするときは、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良

2 (略)

画の変更の認定の申請等)(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計

第九条 の変更の認定を申請しなければならない。 同して、国土交通省令で定めるところにより、 する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、 該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定 」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、 ったときは、 の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅建築等計画 認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者は、 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項 その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画 同項の認定(前条第一項 速やかに、 当該譲受人と共 前条第一項 (変更があ 当

2 (略)

る事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定す基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定

の変更の認定を申請しなければならない。同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項

4 (略)

(地位の承継)

該認定に基づく地位を承継することができる。第一項の変更の認定を含む。)を含む。)を受けた者が有していた当を除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条認定(第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請に基づくもの第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第六条第一項の

(略)

宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住

たものを除く。)
たものを除く。)
たものを除く。)
たものを除く。)
たものを除く。)
たものを除く。)
たものを除く。)

の変更の認定を申請しなければならない。同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項

4 (略

づく地位を承継することができる。
更の認定を含む。)を含む。)を受けた者が有していた当該認定に基
更の認定を含む。)を含む。)を受けた者が有していた当該認定に基
八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変
第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第六条第一項の
(地位の承継)

(記録の作成及び保存)

第十一条 持保全) 下同じ。 「認定計画実施者」という。)は、 項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を 認定長期優良住宅(前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。 第十四条において「計画の認定」という。)を受けた者(以下 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第 0) 状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならな の建築及び維持保全(同号ロに掲げる住宅にあっては、 国土交通省令で定めるところによ 維 以

2 略)

(改善命令)

第十三条 できる。 画又は認定長期優良住宅維持保全計画に従って認定長期優良住宅の建 に対し、 築又は維持保全を行っていないと認めるときは、 所管行政庁は、 相当の期限を定めて、 認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計 その改善に必要な措置を命ずることが 当該認定計画実施者

2 • (略)

(計画の認定の取消し)

第十四条 ことができる。 所管行政庁は、 次に掲げる場合には、 計画の認定を取り消 す

(略)

旨の申出があったとき。 良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優

三 (略

2

(略)

第十一条 含む。 「認定計画実施者」という。)は、国土交通省令で定めるところによ 項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を これを保存しなければならない。 認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成 第十四条において「計画の認定」という。)を受けた者(以下 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第

(記録の作成及び保存)

2

(改善命令)

第十三条 所管行政庁は、 めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その画に従って認定長期優良住宅の建築又は維持保全を行っていないと認計三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計 改善に必要な措置を命ずることができる。 めるときは、当該認定計画実施者に対し、

2 • 3 略

(計画の認定の取消し)

第十四条 ことができる。 所管行政庁は、 次に掲げる場合には、 計画の認定を取り消 す

(略)

建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の

2 三 (略) (略)

- 14 -

第四章 認定長期優良住宅建築等計画等に基づく措置

、認定長期優良住宅につい ての住宅性能評

第十六条 みなす。 れた性能を有する認定長期優良住宅を引き渡すことを契約したものと においては、 に対し認定長期優良住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合 価書」という。)若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主よる住宅性能評価書(以下この項において「認定長期優良住宅性能評 期優良住宅 二条第二項に規定する新築住宅であるものを除く。 宅の品質確保の促進等に関する法律 売主は、 て同じ。)の売買契約を締結した売主又は認定長期優良住宅 に限る。 これらの認定長期優良住宅に係る同法第五条第一項の規定に 認定長期優良住宅 維持保全計画に係るものに限る。 の建築に関する工事の完了後に当該認定長期優良住宅 当該認定長期優良住宅性能評価書又はその写しに表示さ (認定長期優良住宅建築等計画に係るもの (平成十一年法律第八十一号))の売買契約を締結した 以下この項におい (認定長 住 第 期優良住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

2

、地方住宅供給公社の業務の特例

第十七条 認定長期優良住宅の維持保全を行うことができる。 第百二十四号) 長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法 第二十一条に規定する業務のほか、 委託により、 (昭和四十年法律 認定

2 略

2

略

略

2

(地方住宅供給公社の業務の特例

第十七条 第百二十四号) ことができる。 長期優良住宅建築等計画に基づく認定長期優良住宅の維持保全を行う 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法 第二十一条に規定する業務のほか、 委託により、 (昭和四十年法律 認定

第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置

、認定長期優良住宅についての住宅性能

第十六条 期優良住宅 第八十一号) 認定長期優良住宅の建築に関する工事の完了後に当該認定 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律 以

下この項において同じ。)の売買契約を締結した売主は、 第二条第二項に規定する新築住宅であるものを除く。 当該認定長

下この項において「認定長期優良住宅性能評価書」という。)若しく 期優良住宅に係る同法第五条第一項の規定による住宅性能評価書(以

期優良住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する認定長 性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該認定長 はその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し認定長期優良住宅